26-0

要保存 必ずお読みください。

タイタン 親綱式スライド S-スライド
取 扱 説 明 書

サンコー株式会社

この度は、タイタン親綱式スライドS-スライドをお買い上げいただきましてありがとうございます。
この製品は、建設現場・工場等の高所作業で、垂直親綱又は傾斜面用親綱と併用することにより作業者の墜落を防止するために使用していただく製品です。
ご使用になる前に必ずこの取扱説明書（表・裏両面）をよくお読みいただき、内容をご理解ください。特に ⚠危険・ ⚠警告・ ⚠注意の項目は、事故を未然に防ぐために厳守してください。併せてこの取扱説明書は大切に保管していただき、紛失した場合には当社にご請求ください。
＊併用される安全帯に添付されている取扱説明書も併せてお読みください。

1. 各部の名称

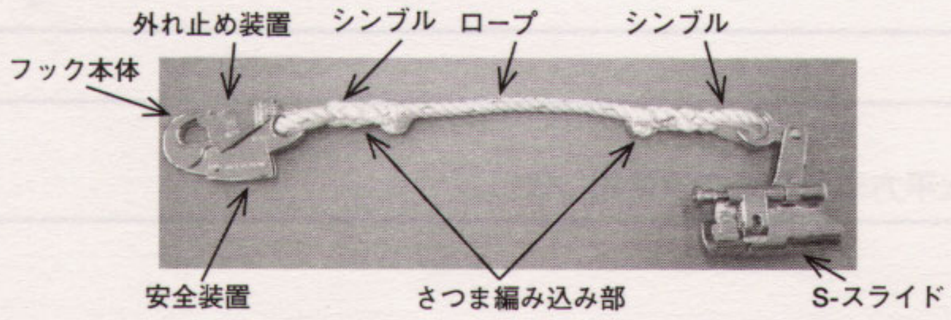

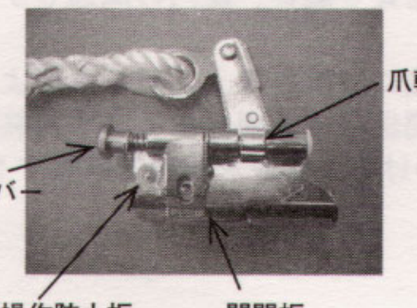

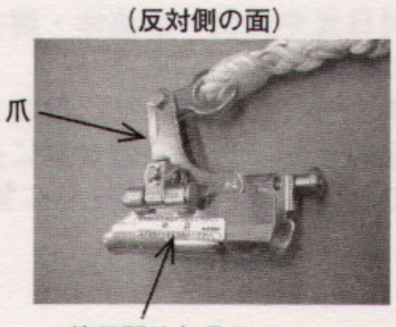

2. 使用条件

⚠警告 誤った使い方をしますと墜落などのおそれがありますので、やめてください

(1)作業者の墜落防止以外の目的で使用しない。
(2)S-スライドのフックは必ず、安全帯のD環に直接掛けて使用する。
使用する安全帯は同一メーカー（当社製品）に限定する。
(3)S-スライドは適切な垂直親綱又は傾斜面用親綱に取り付けて使用する。
(4)垂直親綱はφ16mm～φ18mmで引張強さが23.0kN（2345kgf）以上の合成繊維ロープを使用する。
(5)使用者の体重は100kgを上限とする。

＊使用する親綱にはタイタン製の合成繊維ロープをおすすめします。
＊体重100kgを超える方が使用される場合は、製造元まで別途ご相談ください。

3. 使用前点検

①装着前にこの取扱説明書をよく読み、正しい使用方法を確認する。
②装着前に必ず、この取扱説明書の［7.点検・廃棄］の内容に従って各部に異常がないか点検する。
③新しい製品を使用する前に、使用開始年月ラベル（［8.交換の目安］参照）に必ず記入する。
④垂直親綱及び傾斜面用親綱も②と同様に、使用前に点検する。

4. 装着方法

①取付上下方向（製品に⇧upで表示）を間違えないようにして、下記写真のⓐ～ⓕの順序でS-スライドを垂直親綱又は傾斜面用親綱に取り付ける。

ⓐ開閉板を押える
下向きの場合、誤操作防止板により開閉板が作動しない
必ず上方向にて操作する

ⓑ開閉板を押えたまま
開放レバーを引き出し、
開閉板を離す

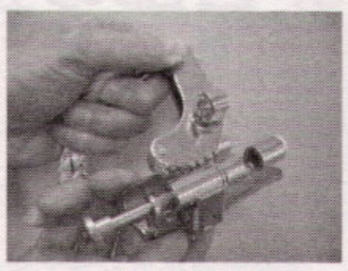

ⓒ爪を倒す

ⓓ親綱に取り付ける

ⓔ爪を戻す

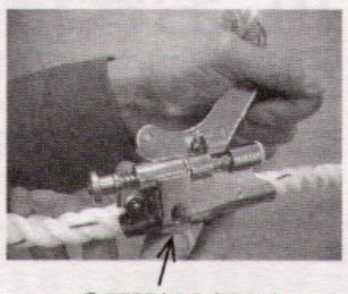

ⓕ開閉板を押さえ、
開放レバーを戻す

②安全帯の胴ベルトを装着する。

③胴ベルトのD環にS-スライドのフックを掛ける。
フックは、安全装置と外れ止め装置を同時に押さえて開き、D環に掛けた後、外れ止め装置が確実に閉じているか確認する。

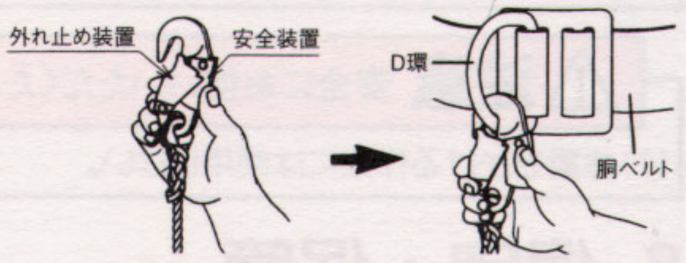

⚠危険 誤った使い方をしますと墜落などのおそれがありますので、絶対にやめてください

(1)S-スライドの取付上下方向を間違えないようにする。
(2)S-スライドを親綱に取り付けた時に、爪軸が安全ピンの内側に入り確実に解放レバーが元の位置に戻っていることを確認する。

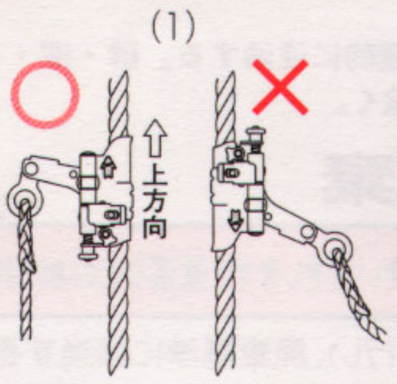

［併用する垂直親綱及び傾斜面用親綱に関する注意］

⚠警告 誤った使い方をしますと墜落などのおそれがありますので、やめてください

(1)使用時点での実測値がφ15.5mm未満またはφ18.0mm以上の親綱にS-スライドを取り付けて使用しない。
(2)ワイヤーロープ・麻ロープ等合成繊維以外のロープ、及び合成繊維であっても引張強さが23.0kN（2345kgf）に満たないものにS-スライドを取り付けて使用しない。
(3)墜落阻止時の衝撃で破断する可能性のある親綱にS-スライドを取り付けて使用しない。
(4)親綱の上端は、墜落阻止時の衝撃に十分耐えられる堅固な固定物に確実な方法で取り付ける。
(5)親綱を鋭い角のある構造物に取り付ける場合は、布等を当てて直接触れないようにする。

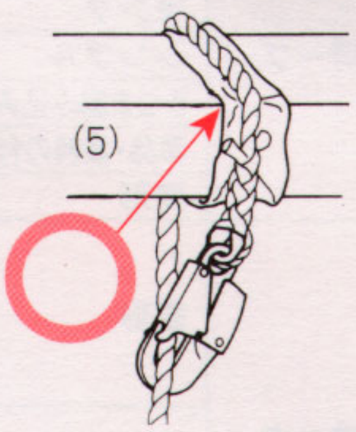

5. 使用方法

①垂直親綱で昇降する時
●上に昇る際は、S-スライドは体の動きにしたがって親綱上を引き上げられる。
●下に降りる時は、S-スライドの自重で体の動きにしたがって親綱上を下降する。

②傾斜面用親綱で昇降する時
●上に昇る時は、S-スライドは体の動きにしたがって親綱上を引き上げられる。
●下に降りる際は、S-スライドの爪を手で起こしながら親綱上を下降する。

万一足を踏みはずした場合は、S-スライドの爪が機能して、すぐに親綱上でロックされ、墜落を阻止する。

③定位置で作業する時
●定位置で作業する時は、親綱上のS-スライドの位置を腰より高いところに固定する。

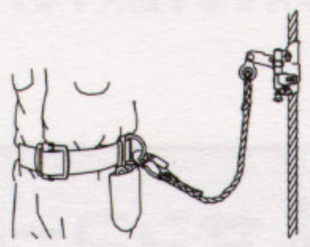

⚠警告 誤った使い方をしますと墜落などのおそれがありますので、やめてください

(1)定位置で作業する時にはS-スライドは、腰より下にしない。
(2)墜落阻止時に、振子状態となって物体に激突しないように使用する。
(3)垂直親綱で下降する場合には、S-スライドが作業者と同じように下降していることを確認する。
(4)1本の親綱は原則として1人で使用する。
(5)墜落阻止時に下方の物体に接触しないようにS-スライドの取付場所に注意する。
(6)金具の衝突・静電気による火花で爆発・引火することがあるのでガスや粉塵の濃度が高い場所では使用しない。

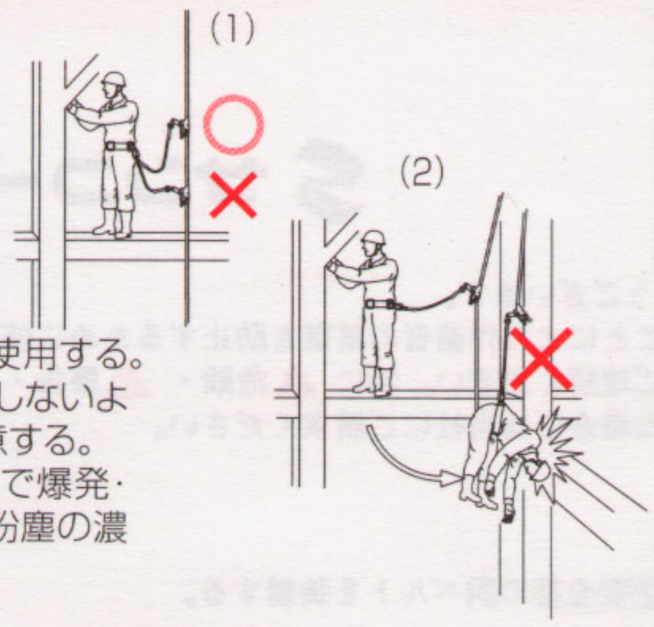

⚠危険 誤った使い方をしますと墜落などのおそれがありますので、絶対にやめてください

(1)墜落阻止時に鋼材等の鋭い角にロープが当らないようにし、やむをえない場合は布等を当てて直接触れないようにする。

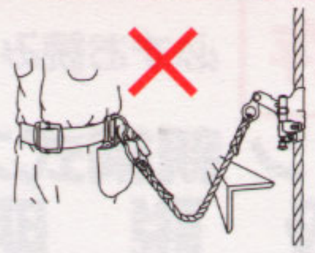

(7)溶接の火花・強い酸やアルカリ・油・その他高温高熱の物体や化学薬品類が製品にかかったり触れたりしないようにする。
(8)ロープは水分を含むと電気をよく通すので、特に雨の日などは感電に注意する。

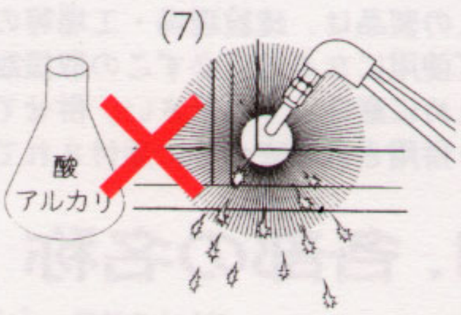

⚠注意 安全にお使いいただくためにお守りください

(1)体重をかける作業には使用しない。　(2)ロープをねじって使用しない。　(3)水平方向の移動には使用しない。

6. 保守・保管

(1)ロープの汚れは、ぬるま湯または中性洗剤を使って洗い、陰干しする。
(2)ロープに塗料等が付いた場合は、布等でふきとる。溶剤を使ってはならない。
(3)金具類が水などにぬれた場合は、乾いた布でよくふきとった後、さび止めの油をうすく塗る。
(4)金具類の可動部は定期的に注油する。砂・泥・モルタル等が付いている場合はよく掃除して取り除く。
(5)直射日光や火気・放熱体・腐食性物質を避け、屋内の風通しがよく清潔な場所に保管する。
(6)子供が遊びに使ったり、動物が製品に損傷を与えたりしないように注意する。
(7)新品のままでも、使用せずに長期間保存する場合は、必ず内装箱に入れた状態で、上の(5)(6)の内容に特に気をつけて、良好な状態で保管する。

7. 点検・廃棄

⚠警告 誤った使い方をしますと墜落などのおそれがありますので、やめてください

(1)使用前に必ず点検を行い、廃棄基準に該当する箇所があれば、その製品を廃棄して新しいものと取り替える。
その際は必ず、使用開始年月ラベル([8.交換の目安]参照)に使用開始年月を記入する。
(2)少なくとも1ヶ月に一度は、下の点検チェックリストに従ってより詳細に点検を行う。
(3)使用中に製品に異常があれば、直ちに使用を中止して再点検を行う。
(4)一度でも大きな衝撃を受けた製品は、外観に変化がなくても廃棄する。
(5)修理・改造はしない。

〈点検チェックリスト〉

点検部分	点検項目	廃　棄　基　準	
ロープ	切傷・焼傷・溶融	1リード内に7ヤーン以上あるもの	①
	摩耗	摩耗して棒状になっているもの	②
	キンク	キンクした(よじれてコブ状になった)もの	③
	シンブル	脱落しているもの	
	さつま編み込み部	抜けているもの／ゆるんでいるもの	④
	薬品・塗料の付着	薬品が付着し変色したもの／塗料が付着し硬化したもの	⑤
	変形	形崩れしているもの／著しく縮んでいるもの	⑥
フック S-スライド	変形	変形が目視でわかるもの	
		フックの外れ止め装置・安全装置の開閉作動の悪いもの	⑦
		リベットのカシメ部にガタ・変形のあるもの	⑧
		S-スライドの開放レバーの開閉作動が悪いもの	⑨
	摩滅・傷	深さ1mm以上の傷があるもの／少しでもき裂があるもの	⑩
		リベットのカシメ部が1/2以上摩滅しているもの	⑪
		フックのかぎ部の内側に少しでも傷のあるもの	⑫
	さび	全体にさびが発生しているもの	
	バネ	折損・脱落しているもの／動きの悪いもの	
	薬品・塗料の付着	可動部・バネ等に塗料等が付着し、動かないもの	
		S-スライドの爪ばね取付ネジ及び爪軸取付止め輪が外れているもの	⑬

(図は一例を示す)

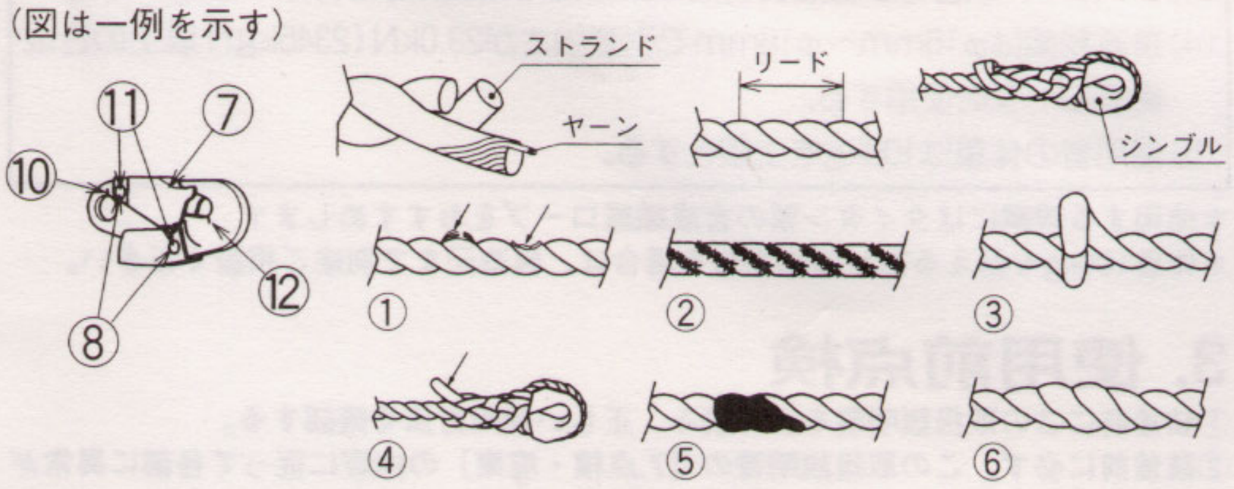

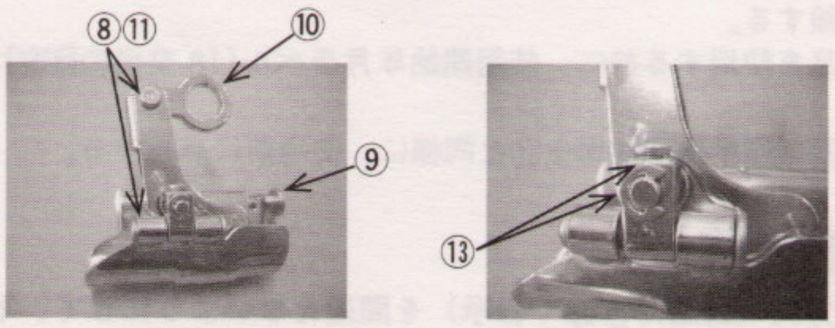

8. 交換の目安

①使い方によって異なるが、S-スライドは使用開始より2年をめどに新しい製品と取り替える。

②[7.点検・廃棄]の内容に従って点検を必ず実施し、廃棄基準に達したものは使用しないで新品と取り替える。

③S-スライドに貼り付けられたラベル(右図)に使用を開始した年月を必ず記入する。

使用開始年月を必ずご記入ください。
年　月　使用開始
必ず取扱説明書をお読みください。

9. 各部の強さ

項　目		「安全帯構造指針」	試験結果(※)
S-スライド		11.5kN	12.0kN以上
ヤードン	ロープ	15.0kN以上(アイ加工含む)	17.0kN以上
	フック	11.5kN	17.0kN以上
衝撃吸収性及び落下距離		衝撃値　8.0kN以下 落下距離　2000mm以下 (85kg落下体使用)	衝撃値　8.0kN以下 落下距離　2000mm以下

(※)試験値は新品時の強さで、使用による摩耗、紫外線暴露などにより経年劣化します。

10. お客様相談窓口

製品の使用方法等に関してご不明の点がありましたら、お買い上げの販売店または下記までお問い合わせください。

サンコー株式会社　本社営業部　TEL：06(6394)3541(代)　FAX:06(6395)0041
東京支店営業部　TEL：03(3352)5404(代)　FAX:03(3350)5320

サンコー株式会社

本社	〒532-0033	大阪市淀川区新高1丁目14番7号	TEL. 06(6394)3541(代)	FAX. 06(6395)0041
東京支店	〒160-0022	東京都新宿区新宿2丁目8番18号	TEL. 03(3352)5404(代)	FAX. 03(3350)5320
名古屋営業所	〒456-0056	名古屋市熱田区三番町22番15号	TEL. 052(653)5770	FAX. 052(653)5810
九州営業所	〒814-0164	福岡市早良区賀茂4丁目6番28号	TEL. 092(873)0392	FAX. 092(873)0948
北海道出張所	〒004-0001	札幌市厚別区厚別東一条5丁目12番23号	TEL. 011(898)4530	FAX. 011(898)4530

2007.12-3,000SW